文京区告示第二三四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第二項の規定に基づく、文京区地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和六十年条例第二十三号）（以下「条例」という。）第二条により、地区計画の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、区長に対して意見書を提出することができる。

令和八年十一月四日

文京区長　成澤廣修

一名称

湯島三丁目地区地区計画

二　位置　文京区湯島三丁目地内

三　区域　別図の通り

四　縦覧場所　文京区役所都市計画部都市計画課（文京シビックセンター十八階）

五　縦覧期間　公告の日から二週間

六　意見書の提出先　文京区春日一丁目十六番二十一号　文京区役所都市計画部都市計画課